

資料9

消費税法及び地方税法の一部改正に伴う ごみ処理手数料の対応について

1. ごみ袋は証紙を印刷しており、市民が既に購入しているものがあることから、経過措置として平成 32 年 3 月 31 日まで半年間は 60 円のごみ袋（450 証紙）も使用可能とし、以後は還付を受けることとする。
2. 粗大ごみ処理手数料は平成 31 年 10 月 1 日から還付を受けることとする。
3. もやせるごみ 45 リットルの袋は、現在さくら色の袋に緑色の線及び文字を入れているが、証紙が 61 円となった以降は収集の際に違いが分かるよう異なるごみ袋を検討する。